

森林の所有権・管理主体・利用権に関する研究*1

飯田 繁*2 · Sokh Heng*3

本報告は、日本林業がなぜ今日のように衰退したのか、造林政策を分析しながら、その理由の一端を解明し、打開策を探るとともに、再造林放棄問題を解決する糸口を見出そうとするものである。日本林業の所有構造問題は、古くから指摘されているところであるが、零細な森林所有者の分散的林野所有にある。零細な森林所有者は、経営という理念は薄く、財産として森林を所有する傾向が強かった。この構造を打破するために様々な政策が実施されたが、戦後50年を経過した今日でも、問題はまったく解決されていない。それに、不在村所有という新しい問題も加わった。造林政策を見ても、施業の団地化、計画化あるいは事業主体の選定などによって、森林組合を重視し、経営規模の拡大を図ったものの、森林組合に経営権は委譲されず、古い所有構造を温存するに過ぎなかった。また、森林を造成する技術も戦後50年間ほとんど変化しなかった。省力化・低コスト化を実現させるための仕組みがインプットされていなかったのである。多少なりとも日本の林業を改善するためには、土地組合を作るとか、分収造林の推進等によって所有と経営を分離し、実質的に経営規模を拡大し、資本を育てるような造林補助制度に変更するなどの対策が不可欠である。こうした改革を実現するために、現状のどこに問題があり、どのように変革すべきか、検討を行った。

I. はじめに

森林を管理する上で、世界各国がそれぞれ問題を抱えている。日本では、林業活動の衰退、森林の利用形態の変化、円高、不在村所有の増加などを背景として、委託管理（受託管理）、信託経営、借地経営、分収林といった森林所有者と異なる管理主体・森林利用者が登場するようになった（2, 6）。

特に構造問題とされる小規模林家の零細分散的所有を打開するために、1970年頃から、林業活動の計画化、施業の団地化・集団化、労働力等の組織化が求められてきた。要するに、小規模の個別経営からそれに代わる大規模な経営主体に転換すべきだということである。これに対し、一時、零細所有者でも、1 ha 当たり1億円の集約的林業を確立しようとする動きもあったが、1 m³ 当たり100万円もするような高価格材はバブル経済の崩壊、生活様式の変化などによって需要が激減し、もはや想定外のモデルになってしまった。その結果、30年以上も前に提唱された小規模林家に代わる大規模生産組織の創造が、現在も、一つの検討課題として残されているのである。ただし、社会事情の変化のため、必ずしも小規模林家に限定された問題ではなく、不在村所有を含めた森林所有者全体の問題であり、所有者に代わる経営主体のあり方が問われているのである。

経営主体が森林所有者から別の主体に代わるということは、所有と経営の分離と言い換えることもできる。その際、伝統的には森林組合が想定されるが、周知のごとく森林所有者の組織する組合である。個別の森林所有者であれ、森林所有者の集合体であれ、

森林所有者にかわりないという見解もあるだろう。しかし、この場合、突きつけられている課題は、組合が一つの企業体のごとく林業経営を行えるか否かである。残念ながら、現在の森林組合は組合員の森林を管理するものの、経営権を委譲されていない。ともあれ、わが国において林業の構造問題にどのように対処してきたか、造林政策を軸に検討する。

II. 造林政策をめぐる二つの流れ

日本の造林政策は、公益性と経済性の両面を標榜し、その時々々の事情に合わせて使い分けしてきたといっていよう。

(1) 公益的機能の増進

造林政策において森林の公益的機能を主張する理由は、造林によって市場を持たない森林の公益的機能を増進するので、受益者である国民から造成費の一部を負担してもらいたい、という点にある。そして、負担された資金（税金）を森林所有者に、森林整備の実績に応じて支給するのが造林補助金である。

森林が公益的機能を保有することは誰も否定できない。否定するだけの情報や理論はないし、それを実証することも困難である。しかし、逆に、公益的機能がそれぞれの森林にどれだけ存在するのか、証明・評価することも難しい。

林野庁は、1972年（昭47）に公益的機能の経済評価を行い、12兆8,200億円と試算した。この試算は、国民の森林に対する関心を呼び起こすとともに、市場が存在しない公益的機能に対する費用負担のあり方、森林の適切な施業のあり方について問題を投げかけることになった。この試算額は1991年（平3）において、そ

*1 Iida, S. and Sokh, H. : A study on relation between forest ownership, users' right and management body

*2 九州大学大学院農学研究院 Faculty of Agriculture, Grad. Sch., Kyushu Univ., Fukuoka 811-2415

*3 九州大学大学院生物資源環境科学府 Grad. Sch. Biore. and Bioenvir. Sci., Kyushu Univ., Fukuoka 811-2415

の時の貨幣価値に換算され、39兆2,000億円と見なされた。さらに2000年(平12)の見直し・再評価によって74兆9,900億円と増価した(3)。

公益性と造林活動について水源かん養機能だけを拾い上げてみると、合計27兆1,200億円である。その内訳は次の3分野によって構成される。

- (a) 森林の保水能力が8兆7,400億円。
- (b) 洪水の防止の効果が5兆5,700億円。
- (c) 水質の浄化機能が12兆8,100億円。

さて、この数値の評価であるが、例えば、森林の保水力一つとっても440億トンという仮定が妥当であるか問題になるであろうし、造林活動によってどれだけ保水力が向上したのか、また、造林の前の伐採による保水力の低下との関係がどれほどになるのか、など未解決の課題が多い。さらに代替物を利用した価格評価においても適切であるか否か、それも判断によって様々な結論に至るであろう。しかし、最初に述べたように、森林に公益性の機能がないという証明も不可能である。したがって、公益性の機能に対する国民の負担額は、政治的な判断にならざるを得ないのである。

ところで、地球温暖化防止という新たな枠組みが作られようとしている。温室効果ガスの中心となる炭酸ガス(炭素)の削減が問題にされ、森林はその削減装置として一役かうことになった。現在、防止に関する交渉が続いており、結論に至っていないが、やがて、炭素の排出権取引として提起されることになろう。英国では来年度から試験的に炭酸ガスの排出権取引が行われることになっているが、当面は売り手と買い手が相対で価格交渉を行う仕組みで始まる(1)。ただ残念なことに、森林は取引の対象になっていない。

ちなみに、森林の場合、炭素1トン当たりどの程度の価格になるか試算してみると、次のようである。仮に、立木材積1m³当たりの植林費が1,000円、木材の比重が0.5とする。木材の約50%は炭素で構成されているので炭素ベースで1m³の立木には約0.25トンの炭素が含まれる。したがって、おおよそ炭素1トン当たりの削減コストは4,000円と計算される。なお、参考のために、日本のスギの立木コストを計算してみると、安くて4,000~5,000

円/m³、平均では7,000~8,000円/m³である。これでは温室効果ガスの削減市場に参入することは難しいだろう。とは言え、造林すれば、木材の生長に応じてCO₂が吸収されるわけであり、その分の取引が可能である。

この様なシステムができれば、公益性の機能といわれていた一部が、市場経済に組み込まれ、取引の対象になっていくことになる。この件に関し、2000年の公益性の機能の評価では、二酸化炭素吸収の経済評価額が1兆2,400億円、酸素供給が3兆9,000億円、合計5兆1,400億円である(3)。市場が形成された場合、この水準に達するのか、遙かに少ない額に留まるのか、注目を引くところである。

(2) 経済的機能の増進

林業経営者が行う造林活動は経済行為として行われ、投資に対する利益が問題となる。造林補助金は、林業経営者が得るであろう利益(投資に対する利回り)を予測しながら、利益(利回り)がある水準を維持できるような環境を作るために支給される。

戦後の日本における造林活動は、まず農家林家によって担われた。その動きを受けて、政策次元で「家族経営的林業」が提唱された。しかし、それは政策の目玉とはならず、わずかに、経営規模拡大のための融資制度が設けられたに過ぎなかった。

ところで戦後の造林政策は、1954年(昭29)における「林業施設補助金交付規程」の改正が一つの画期をなす。この改正によって「一般造林」を対象にした補助金が交付されることになり、今日に至っている。標準経費に対して国が3割、都道府県が1割の補助を出すことになった。補助金を必要とする理由は、(ア)造成された森林が水源かん養機能など公益性を持つこと、(イ)国民の求める木材需要を満たすこと、(ウ)山村経済を振興すること、この外に、林業固有の問題として、①生産期間が長く、中間収益がほとんどなく、継続的な投資が必要なこと、②収穫が次世代によって行われることが多いこと、③通常の金融ベースでは考えられないほど収益性が低いことが指摘された(4)。

1950年代から60年代中頃までの農山村には、労働力が比較的豊富にあり、造林は「労働備蓄的」な性格の投資と考えられていた。また、農山村における都市銀行の役割は小さく、郵便貯金が主流

表-1. 造林事業収支計算

(単位:1,000円)

年度	区 分	前価	現価	地代	立木販売収入	純収入	利回り	
昭 46	全額自己負担	地代あり	275	347	1,685	4,213	2,528	4.5%
		地代なし	275	347	0	4,213	4,213	5.6%
	新植補助+自己負担	地代あり	207	279	1,685	4,213	2,528	5.1%
		地代なし	207	279	0	4,213	4,213	6.2%
昭 54	全額自己負担	地代あり	1,158	1,449	3,129	7,823	4,694	2.8%
		地代なし	1,158	1,449	0	7,823	7,823	3.9%
	新植補助+自己負担	地代あり	851	1,142	3,129	7,823	4,694	3.5%
		地代なし	851	1,142	0	7,823	7,823	4.5%
	新植+下刈+除間伐補助+自己負担	地代あり	746	995	3,129	7,823	4,694	3.7%
		地代なし	746	995	0	7,823	7,823	4.8%

出典:「昭和55年度造林事業附帯説明書」(林野庁造林課)28頁

注:①地代は立木販売収入の4割。②天城地方すぎ収穫表・地位中・伐期50年(間伐材積42m³、主伐材積398m³で計算)。③立木価格(不動産研究所調べ)46年12,040円/m³、54年22,360円/m³。④賃金46年1,150円/日、54年4,650円/日。苗木46年9.3円/本、54年47.6円/本。⑤補助率4割、査定計数135(拡大造林)。⑥前価、後価計算の利率は5.5%。⑦下刈7回、つるきり・除伐・保育間伐1回、枝打ち2回。

であった。郵便局は全国ネットで、どんな田舎にも広く存在した。しかも、利回り4.5%の定期貯金は利回りの最低ラインの役割を担っていた。

造林政策もこの4.5%の郵便貯金を基準とし、造林活動がそれよりも有利になるかどうか林家の造林投資の基準になると認識していた(表-1参照)。

1971年(昭46)には補助金なし・地代(立木販売収入の4割と仮定)なしで5.6%の利回りが期待でき、補助金を受けた場合、それは6.2%に上昇することが見込まれた。また、分取造林(立木販売収入の6割を所有すると仮定)でも当時は4.5%の利回りが期待できるという有利な環境にあった。

しかし、1970年代の終わりには、補助金なし、地代なしの場合、3.9%の利回りしか確保できず、同年に新設された森林総合整備事業による新植から下刈り、除間伐まで補助を受けてようやく4.8%という利回りが確保できる状況であった。地代ありという場合、つまり公社造林の場合、利回りは3.7%と試算された。要するに70年代終わり頃には、造林投資は高率の補助金なくして成り立たなくなっていたのである。

Ⅲ. 造林補助金のもう一つの機能

造林補助金にはもう一つの役割がある。それは所有と経営(管理主体)の分離に果たす役割である。1967年度(昭42)、「団地造林事業」という新しい施策が実施されるようになった。これは紙パルプ産業に供給する原料生産と拡大造林政策を結びつける施策であった。この頃から、この「団地造林事業」の受け皿として森林組合による受託造林が急増する。当然のことながら造林を主とする作業班員も増加することになる。団地造林を実施した場合、査定計数は170と優遇され、比較的高額の補助金を受給できた。その背景として、対象林地が薪炭林であり、薪炭生産の崩壊によって利用価値が急速に低下しつつあり、早急な用材林への転換が求められていたことが指摘される。旧薪炭林は「原生樹」と称され、拡大造林にとってはやっかいな存在であったが、反面、製紙原料としては国内に残された貴重な資源となっていたのである。

ここで問題となる点は、採択基準が20haという広大な団地にあった。つまり、小規模林家が個人で対応することは困難であった。必然的に、一定の規模以上の所有者、あるいは小規模所有者の林地を集団化する必要があったのである。これを契機に森林組合がそのまとめ役になっていくが、そのための諸掛費が造林補助金の一部として支給されることになった。

1979年(昭54)における森林総合整備事業は、もう一つ大きな変化を強制するものであった。それは事業主体の設定や森林整備計画の樹立である。

森林総合整備事業で指定された事業主体は市町村、森林組合、生産森林組合、林業公社であり、事業主体は整備計画を樹立し、それに従い計画的に林業活動を推進するという仕組みが作られた。この事業主体が造林補助金を受給できるという点で画期的であった。それ以前の造林補助金は、森林所有者(林家など)に支払われる仕組みになっていたのである。

これ以降の主要な造林施策においても事業主体はほとんどの場合で、市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人(林業公社)に限定され、森林所有者を事業主体に認定する範囲がきわめ

て限定された。その結果、森林総合整備事業以降、森林所有者と森林組合の関係が変化してくるのである。例えば、林家が補助金を得ようとする、森林組合と請負契約を結ぶか、作業班員になって、自分の山を自分で手入れし、請負事業費あるいは賃金として取得することになる。

また、既に存在していた振興地域の区分は、林業振興地域、特定林業振興地域、普通地域に修正され、森林総合整備事業に関係する諸掛費が森林組合の場合14%と決定された。この諸掛費の意味は補助金の取り扱いに対する経費のほかに森林組合に管理・経営機能を求めたものと解釈できる。

政策の建前論を強調すれば、事業主体が樹立した計画に沿って計画的に事業を実施することになる。計画樹立の際に所有者の同意は必要であるが、以後の森林の管理・経営は実質的に事業主体(森林組合)に移るはずであった。森林組合が一定の区域を計画に基づいて管理・経営するという理想型は、土地組合論の考え方であった。しかし、現実はそのようならなかった。構成員である森林所有者の経営権は全く変更されることなく維持された。その結果、事業が計画どおり行われることは希で、建前を維持するために、実際の事業にあわせて計画を変更しなければならなかった。むしろ計画変更が日常化し、計画の意味を持たなかったというべきであろう。こうした実態を見ると、この施策も、単に高率補助を受けるための手続きに過ぎなかったと結論づけることができるのである。

Ⅳ. 造林政策と森林組合

造林政策は、団地化、計画化、事業主体の選定などを通じて、森林組合に土地組合的な機能を求めた。しかし、それを実現することはできなかった。個別経営の経営権は少しも変更されることなく、換言すれば森林組合は経営権を取得することなく、あるいは土地組合の機能を保有することもなく、したがって、零細規模を集団化することによる大規模経営に転換するという展望もなく、単なる高率補助の支給システムに終わってしまったのである。極端な解釈であろうが、一つの評価である。

それでは、森林組合の役割はないのだろうか。あるいは現状をどのように解釈すべきだろうか。既存の研究では、土地組合、協同組合(農協に類似した組合あるいは地域協同組合資本)、代行機関、請負資本など多様であり(5)、必ずしも全体像を描き出しているわけではない。むしろ、現存する多くの森林組合が共通に持ち、他の組織にない性格(特徴的な業務)を拾い上げてみると、土地の確認(境界の確認)、林業に関する各種補助金の取り扱い窓口、地域における森林計画の樹立、森林に関する情報の提供などである。これらの業務は行政的な仕事であり、私企業ではできない業務である。この側面を強調すると「行政森林組合」という性格を付与することができる。

請負資本、協同組合資本、作業代行機関などといった見解は、企業的・資本的な側面を強調しているが、零細な森林所有を対象にした小口の作業であり、生産効率を高めることは困難である。こうした効率の悪い零細規模の作業を行う限り、グローバルな経済の中で生き残れる余地はなく、資本としての力も小さいものならざるを得ない。

しかし、現在の業務は、零細所有に不可欠なものである。そこ

で、現行の森林組合を「行政森林組合」に改め、その他の類似組織や市町村が行っている類似の業務などを統合し、充実することを考えるべきではなからうか。そして、零細所有を大規模化するような仕組みを作り、大規模経営として立ち上げ、効率的な経営を展開できるような資本を別に作るべきである。

V. 造林政策と技術革新

前述したように、造林補助金は公益性と経済性の両面を考慮して支給されてきた。しかし、経済性は1980年代に入ると、林業利回りが急速に低下し、魅力がなくなっていく。

経済性を低下させた原因として、円高や外材攻勢、賃金の高騰など様々な要因が考えられるが、技術革新がほとんど行われなかったことも大きく影響している。特に造林技術は、一時、優良材を生産するために集約化の傾向を示したことがあるが、省力化、低コスト化の動きは小さかった。なぜそのような結果になってしまったのであろうか。二つの重要な要因が想定される。一つは事業主体となった森林組合が資本機能（経営者機能）を持たなかったこと、他の一つは造林政策が公益性重視にシフトしたことである。

森林組合の経営者機能の欠如は、作業を合理化し、それによって利益を拡大しようとする企業的な性格を持ち得なかったということである。むしろ手数料（補助金の諸掛費）に依存した経営であり、積算単価の高い方が、つまり作業を合理化・低コスト化しない方が有利という側面があったと考えられる。したがって、森林組合の性格が変わらない限り、このシステム（事業主体）を通じた技術革新はほとんど困難であると認識せざるを得ないのである。

後者の問題である公益的機能を向上させるための造林活動は、省力化・低コスト化を第一義的に求めるものではない。公益性を最大限に発揮するための造林技術、あるいはコストパフォーマンスを考慮した最適な技術が存在するであろうが、それはほとんど検討されてこなかった。

20年ほど前から問題になってきた放置人工林の管理問題は、林野庁の重要課題となっている。そのための間伐対策が公益性の観点から必要であることは理解できる。しかし、間伐作業に投入される労働力や資金等の額とそれによって得られる効果の額との関係が明確とはいえない。評価する方法も決まっていない。しかし、間伐の効果がないといっているわけではない。

間伐対策が、公園の樹木の管理と同じように考えることができるならば簡単である。しかし、森林は私的財産という問題が絡んでくる。これが公園と異なる処理を必要とする理由である。つまり、間伐を実施することによって森林は良くなる。しかし、良くなった森林は森林所有者の私有物となる。税金を負担し、国民に還元される利益が試算できないというのでは困る。そのためには、どんな技術を用いて、どんな施策をしたから、どれだけ公益性が充実したという流れが必要である。要するに、公益性を目的にしても造林技術問題は避けて通れないのである。

経済性の観点からは、省力化・低コスト化が不可欠であるが、公益性においてもこの原則は無視できない。確かに崩壊地などの復旧造林には、経済性を追求する技術とは異なる。しかし、復旧造林において技術革新がなくてもよいというのでは困る。行政・

研究機関・大学・林業者が連携して技術研究を行う必要がある。また、補助金に、技術革新がインプットされるようなシステムを作ることも検討しなければならない。

VI. 分収造林

分収造林は、所有権・利用権・管理主体の分離状況を統計的に示すものである。また、森林所有者と資本の関係を示す客観的な資料を提供する。

まず、現実にとどの程度所有権と利用権が分離しているか、その点に関する統計から始める。

ところで、分収造林は日本では共同経営と認識されている。しかし、考えようによっては借地経営の一つと解釈されなくもない。日本において共同経営と認識されている理由は、土地所有者に森林を管理する義務があると考えられ、リスク負担があるからである。例えば、火災や台風などの被害にあっても、造林者が森林所有者に森林所有者の分収分を負担するわけではない。他方、借地林業と解釈する理由は、造林者が圧倒的な経営責任と危険負担を背負っているからである。

分収造林が注目されるようになったのは、1958年（昭33）の分収造林特別措置法が制定された頃からである。当時は、紙パルプ産業が木材資源を確保するために、林地を取得し、積極的に造林した。同時に、公有林等を対象にした紙パルプ産業による分収造林も行われた。それを支援するために、分収造林特別措置法が制定された。この頃が分収造林の第1次推進期といえる。しかし、紙パルプ産業は木材資源を求めて海外へ進出するようになったため、発展の機運は間もなく消えてしまう。

第2次推進期がやってくるのは、公社造林・公団造林が始まる1960年代からである。1960～1970年代は、森林所有者の造林投資が顕著に衰える時期であり、また、高度経済成長によって山村経済が崩壊しつつある時期でもあった。同時に都市の水需要が増大し、水源林の役割が重視された。こうした事情を背景に、森林所有者に代わる管理主体として、また、山村における投資や公益的機能を増進する担い手として、公社・公団造林が推進されたのである。この動きは時代とともに多少の変化を持ちつつ、1980年代中頃まで続く。

しかし、1980年代中頃から、国有林経営に示されるような公的機関の借金経営が深刻化し、国民の批判にさらされるようになった。公社・公団造林においても借入金が増大し、全般的な事業縮小、組織の変更（森林整備法人化）が進められた。とは言え、1990年代以降は、全般的な造林面積の減少に伴って、分収造林の割合は、わが国における人工造林面積の3割弱という高い比率を維持しつつ、今日まで続いている（表-2、表-3参照）。

最近、造林活動は低迷しているが、それでも比率的には、わが国の3割近い造林が所有権と経営権の分離を伴いつつ進められている。

公団・公社造林の問題は森林所有者に高い地代を保証している点にある。1980年において、費用負担者・造林者60対土地所有者40という分収割合では、とうてい投下資本の回収は不可能であった。しかし、それがその後10数年間も続いている。

1990年代に入り、一部において費用負担者・造林者70対土地所有者30、あるいは80対20というような分収割合に変更するところ

表－２．人工造林面積・分収造林面積の推移

(単位：ha)

年度	総数	国有林 総数	民有林 総数	分収造林 総数	分収造林内訳					
					国有林	公団	整備法人	都道府県	市町村	その他
1970	354,365	85,806	268,559	52,370	5,282	20,116	16,749	5,723	1,774	2,723
75	228,947	58,742	170,205	34,719	1,205	8,927	18,576	3,032	1,509	1,470
80	164,200	47,934	116,266	35,179	1,568	11,438	19,833	2,998	1,927	415
85	106,307	25,725	80,582	27,962	3,264	5,585	14,714	2,637	1,548	214
90	66,099	10,699	55,400	19,484	1,040	7,032	9,290	1,404	667	51
95	50,407	50166	45,241	13,990	565	6,854	5,227	839	460	45
96	40,756	3,287	37,469	12,091	614	6,558	4,116	490	265	48
97	37,860	3,290	34,570	10,900	555	5,707	3,663	486	395	94
98	39,760	4,298	35,462	11,770	437	7,172	3,527	349	269	16
99	33,860	3,953	29,907	9,963	467	6,428	2,486	254	189	139

表－３．人工造林面積・分収造林面積の推移（構成比）

(単位：%)

年度	総数	国有林 総数	民有林 総数	分収造林 総数	分収造林内訳					
					国有林	公団	整備法人	都道府県	市町村	その他
1970	100.0	24.2	75.8	14.8	1.5	5.7	4.7	1.6	0.5	0.8
75	100.0	25.7	74.3	15.2	0.5	3.9	8.1	1.3	0.7	0.6
80	100.0	29.2	70.8	21.4	1.0	7.0	10.3	1.8	1.2	0.3
85	100.0	24.2	75.8	26.3	3.1	5.3	13.8	2.5	1.5	0.2
90	100.0	16.2	83.8	29.5	1.6	10.6	14.1	2.1	1.0	0.1
95	100.0	10.2	89.8	27.8	1.1	13.6	10.4	1.7	0.9	0.1
96	100.0	8.1	91.9	29.7	1.5	16.1	10.1	1.2	0.7	0.1
97	100.0	8.7	91.3	28.8	1.5	15.1	9.7	1.3	1.0	0.2
98	100.0	10.8	89.2	29.6	1.1	18.0	8.9	0.9	0.7	0.0
99	100.0	11.7	88.3	29.4	1.4	19.0	7.3	0.8	0.6	0.4

資料：林業統計要覧、民有林造林施策の概要

も登場するが、それでも森林所有者の取り分は大きい。現在では地代ゼロでも投下資本が回収できないという状況にある。つまり、地代ゼロが妥当な状況にあるのである。

しかし、分収造林は、関係者によく知られており、所有と経営を分離し、大規模経営に転換できる有力な仕組みとして存在しており、これはもう一度考え直してみる必要がある。

Ⅶ. おわりに

造林政策は公益性と経済性の両面から展開してきた。今日では公益性に軸をおいた森林整備が推進されている。それはやむを得ないことも知れないが、経済性の追求がなくてよいのだろうか。現在の人工造林のコストは、スギの場合、7,000円/m³くらいになる。他方、ニュージーランド、チリなどでは造林コストが1,000～2,000円/m³という水準である(7)。この格差を埋めなくてよいのだろうか。こうした自問をしたとき、造林政策におけるコスト削減の仕組みをインプットすることがきわめて大切であると認識せざるを得ない。

そのためには、造林政策の再検討と目標の設定が必要である。具体的には、①林業資本が補助金を受給できるようなシステムに変更すること。②森林組合の性格を見直すこと。③零細分散所有を大規模化するための土地組合を作ること。④分収造林制度を活用すること。⑤分収割合を投資家重視に変更すること、例えば分収歩合を林業資本95%程度、土地所有者5%程度に変更すること。

⑥立木コストに目標を設定し、技術革新を行うこと。などである。現状を打破するための参考となれば幸いである。

引用文献

- (1) DEFRA (2001) Guidelines for the Measurement and Reporting of Emissions in the UK Emissions Trading Scheme, 31pp. (インターネット)
- (2) 飯田 繁 (1985) 林地移動と森林管理, 林政総研レポート, No.28, 71pp.
- (3) 林野庁計画課 (2000) 林野時報 47 (7) : 20-25.
- (4) 林野庁造林課 (1979) 森林と造林施策, P.10.
- (5) 志賀和人 (1995) 民有林の生産構造と森林組合, 日本林業調査会, 22-34.
- (6) 柳幸広登ほか (1996) 不在村所有者対策と森林管理 (長期施業受託事業), 全国森林組合連合会, 118pp.
- (7) 柳幸広登 (1998) 林業経済 595 : 17-36.

統計・資料

- ①日本造林協会 (2001) 民有林造林事業の概要 (平成13年版).
- ②林野弘済会 林業統計要覧 (当該年度版).
- ③林野庁造林課 (1980) 昭和55年度造林事業附帯説明書.

(2001年11月24日 受理)